

## ➡ 介護保険サービス利用者自己負担額の免除

高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)

要介護（要支援）認定者の介護保険サービス利用料にかかる自己負担分を被害の程度により、下記の期間全額免除します。

\* \* \*

対象者	住宅の被害の程度	減免の期間
下記(1)に該当	全壊	6か月(8月31日(水)までの期間)
	半壊	3か月(5月31日(火)までの期間)
下記(2)に該当	被害の程度にかかわらず	3か月(5月31日(火)までの期間)

※介護保険施設などの食費・居住費は上記区分にかかわらず5月31日(火)までの期間となります。

※半壊は大規模半壊を含みます。

### 【対象者】

(1) 居住する住宅が半壊以上の被害を受けた人

※介護保険施設やグループホームなどに入所していた場合は対象外。

(2) 次のいずれかに該当する人

- ①被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が、死亡、行方不明、または重大な障害を受け、もしくは長期入院したことにより、その人の収入が著しく減少した
- ②被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が業務を廃止、または休止した

③被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が失職し、現在収入がない

④福島原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示を受け避難または退避している

### 【申請方法】

対象となる人には減免申請書を郵送しますので、必要事項を記入し高齢者福祉課介護保険班へ提出してください。

### 【申請期限】

平成23年9月30日(金)

## ➡ 障害福祉サービス等利用者負担額の免除

社会福祉課障害福祉班 (☎62-5351)

被害を受けた人の障害福祉サービスなどの利用者負担額を一定期間全額免除します。

\* \* \*

### 【対象者】

次のいずれかに該当する人

- (1) 居住する住宅が、半壊以上の被害を受けた
- (2) 主たる生計維持者が死亡または、心身に重大な障害を受けた
- (3) 主たる生計維持者が行方不明である
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
- (6) 福島原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示を受け避難または退避している

### 【対象となるサービス】

障害者 自立支援 給付事業	①介護給付（ホームヘルプ・生活介護・ケアホームなど） ②訓練等給付（就労支援、グループホームなど） ③補装具 ④自立支援医療（更生医療）
地域生活支援 事業	①移動支援 ②日中一時支援 ③訪問入浴サービス ④日常生活用具給付など

※自立支援医療の育成医療については海匠健康福祉センター地域保健福祉課（☎0479-22-0206）、精神通院医療については千葉県精神保健福祉センター（☎043-263-3891）へ問い合わせてください。

## 【期間および内容】

6か月（平成23年4月～9月利用分）

※9月以前に、状況が変わり被災前と同様の収入が得られるようになった場合は、それまでの期間になります。

## 【申請方法】

り災証明書などを持参の上、社会福祉課障害福祉班で申請してください。

※書類がそろわないなどですぐに手続きができない場合は、問い合わせてください。支払いを一時猶予することができます。

## 【申請期限】

利用中のサービスは、平成23年5月31日（火）まで

※新たにサービスの利用を申請する場合は、その際に申し出てください。